

令和7年10月1日改訂

せいかつほご

生活保護のしおり

このしおりは、生活保護制度のしくみや申請の手続などについて説明したものです。

わからないことやご相談のある方は、お気軽に岡崎市福祉事務所におたずねください。

岡崎市福祉事務所は、生活保護を利用する方が少しでも早く自分たちの力で生活できるよう支援します。



岡崎市福祉事務所（岡崎市役所内）生活福祉課

保護 総務係

☎ 0564-23-6158

保護 1係

☎ 0564-23-6159

保護 2係

☎ 0564-23-6809

保護 3係

☎ 0564-23-6874

岡崎市 十王町 二丁目9番地（〒444-8601）

FAX 0564-23-6515

内容

生活保護制度とは	1
1 生活保護制度の目的.....	1
2 生活保護のきまり	2
3 生活保護を受けるまでの流れ.....	3
4 生活保護を受けるには.....	4
5 生活保護費のしくみ.....	8
生活保護を受けると	9
6 生活保護利用中に保障されていること.....	9
7 生活保護利用中に守っていただくこと.....	10
8 生活保護費の支給	14
9 生活保護の種類.....	14
10 医療機関にかかるときは.....	17
11 介護サービスが必要なときは	19
12 生活保護を受けるときに利用できる制度.....	20
13 生活保護費の返還が必要な場合.....	20
14 その他.....	22
15 地区担当員（ケースワーカー）と民生委員児童委員	24

生活保護制度とは

1 生活保護制度の目的

日本国憲法第25条に「すべて国民（※）は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」と定められています。

これを「生存権」といい、基本的人権のひとつです。

私たちの一生の間には、病気、高齢、けが、失業のほか、家族が亡くなるなど、自分たちで努力しても暮らしに困って、どうにもならないときがあります。

生活保護は、そのようなときでも最低限度の生活を送ることができるように、必要なお金や医療などを給付する制度です。

また、将来的に自立した生活を送ることができるように支援することを目的としています。

※「すべての国民」について

【外国籍の方】

生活保護法が定める「国民」にあたらないため、生活保護制度は利用できません。

ただし、在留資格があり就労活動に制限を受けない方、難民認定を受けた方には、行政措置として生活保護に準ずる取扱いをします。

【暴力団員】

生活保護法が定める「保護の要件」を満たさないものとして、急迫した状態にある場合を除き申請を却下します。また、生活保護利用中に暴力団員であることが判明した場合も、生活保護廃止の対象になります。

2 生活保護のきまり

生活保護は、次のようなきまりに従って実施されます。

ご本人の意思での申請により実施

事情があって、ご本人が申請できない場合は扶養義務者、同居親族などが代理で申請することもできます。

ただし、ご本人が急迫した状況にあるときは、福祉事務所が職権で生活保護を適用する場合があります。なお、生活保護を受ける権利を他人に譲り渡すことはできません。

世帯単位で実施

生活保護は、原則として、一緒に居住し生計を共にする世帯を単位に実施します。ただし、住居が別でも生計が一緒である場合は、同じ世帯として取扱うことがあります。

現在住んでいる場所で実施

生活保護は、定まった住所や住民登録がない場合でも、実際に生活している住所地の福祉事務所が実施します。

ただし、外国籍の人は、在留カード、又は、特別永住者証明書に記載された住所となります。

3 生活保護を受けるまでの流れ

生活保護は、次のような手順により決定します。

相談

お困りごとをお聞きし、生活保護制度のしくみや、他の社会保障制度などの活用についてご説明します。ご相談にあたり収入、資産、お住まい、健康状態、親族との交流などをおたずねします。

申請

生活保護を申請する意思がある方は申請書を提出していただきます。

なお、調査のために必要な書類（同意書、収入申告書、資産申告書）、関連する資料（預貯金通帳、給与明細書など）を保護の決定までに提出していただきます。

調査

生活保護の申請を受けて、以下の調査を行います。

- (1) お住まいの状況や、生活の様子などを把握するための実地調査（家庭訪問）
- (2) 預貯金、保険、不動産などの資産調査
- (3) 扶養義務者による扶養（仕送りなどの援助）が可能かどうかの調査
* 調査は、「扶養が期待できる者」に対して行います。DV（配偶者からの暴力）や特別の事情がある場合は、扶養義務者への調査を見合わせるなどの配慮をします。
- (4) 年金、手当等の給付、働いて得た収入などの調査
- (5) 働くことが可能かどうかの調査

※保護の決定に必要な調査や指導を拒否すると、申請が却下されることがあります。

けってい 決定

ちょうさ せいかつほご ひつよう はんてい
調査をもとに、生活保護が必要かどうかを判定します。

けっか ほご う ばあい ほごけていつうちしょ う ばあい
その結果、保護が受けられる場合には「保護決定通知書」、受けられない場合に
ほごしんせい きゃっか けていつうちしょ し
は「保護申請却下決定通知書」によりお知らせします。

しんせい ひ げんそく じゅうよっか いない
※申請があった日から原則14日以内

ちょうさ にちじ よう とくべつ りゆう さいちょうさんじゅうにちいなく つうち
(調査に日時を要する特別な理由があるときは最長30日以内)に通知します。

せいかつほご う 4 生活保護を受けるには

せいかつほご う りよう しさん のうりょく た せいど かつよう ひつよう
生活保護を受けるには、利用できる資産、能力、他の制度を活用することが必要
です。

しさん かつよう 資産の活用

げんきん よちよきん せいめい ほけん ふどうさん じどうしゃ ゆうかしょうけん ききんそく
◆現金、預貯金、生命保険、不動産、自動車、オートバイ、有価証券、貴金属など
の資産は、活用あるいは処分することにより、生活費に充てる必要があります。

※資産を処分しなければ生活保護の申請ができない訳ではありません。

くわ しさん かつよう さんしょう
(詳しくは6ページ【資産の活用について】を参照してください)。

せいかつほご かいしじ そくざ げんきんか しさん ばいきやく げんきんか
◆生活保護開始時に即座に現金化できなかった資産は、売却などにより現金化し
た時に、すでに支給された生活保護費を返還していただきます。

くわ せいかつほごひ へんかん ひつよう ばあい さんしょう
(詳しくは「13生活保護費の返還が必要な場合」を参照してください)。

しさんじょうきょう さいていねん かい しさんしんこくしょ かんれんしりょう よちよきんつうちょう ほけんしょうしょ
◆資産状況は、最低年1回、資産申告書と関連資料(預貯金通帳、保険証書など)
ていしゅつ かくにん
の提出により確認します。

のうりよく かつよう 能力の活用

◆働くことが可能な人は、その能力に応じて働く必要があります。

*高齢、病気、障がいなどで働くことができない人は、病気の治療など、その問題解決を優先します。働くことができない理由がある場合は相談してください。

◆生活保護開始後も、働いて収入を得る（増やす）努力をしてください。

◆収入がない人は、収入がないことの申告が必要です。

なお、福祉事務所の指導・指示による求職活動中で、収入のない場合は、原則毎月の申告が必要です。

た せいど かつよう 他の制度の活用

◆年金や手当など、生活保護以外の他の制度（※）からの給付を受けることができる場合には、まずそれらを活用してください。

◆生活保護開始後も、他の制度の給付を受けるための手続を進める必要があります。

（※）各種年金、児童手当、児童扶養手当、心身障がい者福祉手当、自立支援医療（精神、更生医療）、傷病手当金、失業給付金など

※資産の活用について

預貯金

金融機関の口座は名義人を所有者として判断しますので、生活保護を受ける世帯の人が名義人である口座の預貯金は原則としてすべて資産となります。

不動産

居住用の土地・家屋は原則として保有できますが、処分価値が高い場合は売却処分の対象となります。

また、住宅ローンを生活保護費から返済することは、原則として認められません。ただし、返済の期間が短く支払額が少ないときなどは、例外的に認められる場合があります。

なお、「要保護世帯向け不動産担保型生活資金」（65歳以上の世帯などが住居を担保にして住み続けながら生活資金の貸付を受ける制度）を利用できる場合は、生活保護に優先して活用してください。

保険

契約者を所有者と判断しますので、生活保護を受ける世帯の人が契約者である保険は原則として資産となります。

ただし、保険の種類、解約返戻金の有無や金額、保険料によっては、保有が認められる場合があります。

※保険とは、保険料払い込み済の保険も含まれます。

自動車・オートバイ

原則として、自動車の保有は認められず、処分の対象となります。

また、運転することも原則認められません。他人名義であっても利用することはできません。

ただし、障がい者の通勤や通院など、例外的に保有が認められる場合があります。

総排気量が125CCを超えるオートバイは、自動車に準じて、売却処分の対象となります。

なお、総排気量が125CC以下のもの及び原動機付自転車は、就労に必要な場合など一定の要件を満たしていれば保有が認められます（自賠責保険及び任意保険に加入し、保険料を含む維持費を賄えることが条件となります）。

借金

生活保護費から借金を返済することは、最低限度の生活を保障する制度の趣旨に反することから、債務整理などの手続を進めていただく場合があります。

5 生活保護費のしくみ

生活保護は、国が定める基準に基づき計算される「最低生活費」と世帯の収入額を比べて、不足する額を生活保護費として支給します。

収入とは

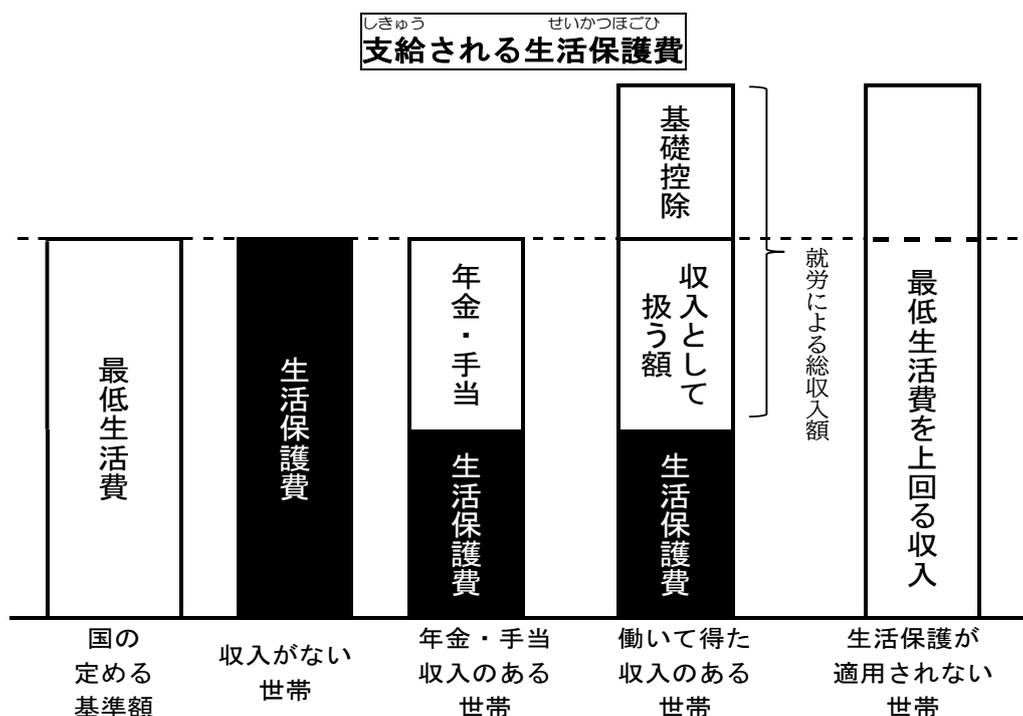
働いて得た収入、年金、手当、親族などからの仕送り、相続、資産の処分等で得た収入、保険金、借金、配当金など世帯のすべての収入を合計したものとります。

働いて得た収入は、収入額に応じた額を手元に残すことができ（基礎控除）、控除後の収入額を、生活保護費を決定する際に用いる収入額とします。

※生活保護費は、世帯の収入の増減によって月ごとに変動するため、定額ではありません。

また、国が定める最低生活費は基準改定により変更されることがあります。

年金額があがった場合、その分生活保護費が下がります。



生活保護を受けると

6 生活保護利用中に保障されていること

◇条件を満たせば、すべての国民が無差別平等に生活保護を受けることができます。

◇正当な理由がなければ、すでに決定された生活保護を止められたり変更されることはありません

◇生活保護費には、税金を課せられることはありません。

◇すでに給付を受けた生活保護費や生活保護を受ける権利を差し押さえられることはありません。

保護の決定に不服があるときは

処分があったことを知った日の翌日から3か月以内に愛知県知事に対して審査請求をすることができます。

(外国籍の人に対する生活保護の準用の決定は、審査請求の対象外となります。)

7 生活保護利用中に守っていただくこと

生活をよりよくするための努力をすること

◇世帯の中で働ける人は、その能力に応じて働き、収入を得る努力をしてください。

◇仕事を探している人は、一日でも早く仕事を見つけられるよう福祉事務所の就労支援員による支援、ハローワークなどを活用した支援を利用してください。

◇病気やけがのある人は、医師の指示を守り治療に努めてください。

現在治療中の病気がない人も、生活習慣を定期的に見直し、健康を維持するよう努めましょう。

◇支出を節約して生活保護費を計画的に使うようにしてください。

家賃や公共料金などを滞納することや、ギャンブルなどで浪費することがないように気をつけてください。

◇借金をすることはできません。

借金は、収入として認定され生活保護費が少なくなります。

年金担保貸付も利用できません。

※奨学金などは一部例外もありますので、事前に地区担当員（ケースワーカー）に相談してください。

◇金銭を貸すことはできません。

金銭を貸して、その返還を受けたときは収入として認定し、生活保護費が少なくなる場合があります。

世帯状況の変化を福祉事務所に申告すること

◇生活保護費を正しく決定するため、世帯全員について、収入や生活状況に変化があった（あるかもしれない）ときは、速やかに申告する必要があります。

※福祉事務所への申告がないと、本来受け取れるはずの生活保護費が受け取れない場合や、すでに支給された生活保護費を返還しなくてはならない場合があります。（詳細は「13生活保護費の返還が必要な場合」をご覧ください）

あらゆる収入について、福祉事務所に申告しなければいけません。

また、収入がない場合も定期的に申告してください。

—収入の例— ※正しく申告すると、収入認定しない場合もあります。

◇給与、ボーナスなどの働いて得た収入（期間や金額に関係なく）

◇年金や各種手当、失業保険などの給付金

◇仕送り、養育費、財産相続

◇不動産、自動車、株式などの資産の売却による収入

◇その他の臨時的収入（ネットオークションやフリーマーケットの売上金、宝くじの当選金、交通事故の補償金、保険の解約返戻金など）

※きちんと収入申告をしていただくと、次のような控除（収入額から一定の金額を差し引くこと）を受けられます。控除された分は、手元に残ることになります。

就労収入に 対する控除	基礎控除	給与総額に応じて一定の金額を控除
	未成年者控除	未成年者が就労した場合、基礎控除のほかに一定の金額を控除
	その他の控除	社会保険料、所得税、通勤交通費などの必要経費を控除

＜高校生アルバイト収入について＞

高等学校卒業後の経費(大学などの進学費用、自動車運転免許の取得など)や、在学中の費用(修学旅行、学習塾など)とする場合など、収入認定しない取扱いができる場合があります。

必ず事前に地区担当員(ケースワーカー)に相談してください。

あなたやご家族の生活状況が変わったときは、福祉事務所に届け出ましょう。

—生活状況の変化の例—

◇仕事を始める、仕事を辞める、勤務条件が変わるとき(高校生のアルバイトを含む)

◇健康保険(社会保険)の加入、喪失、内容の変更

◇住所が変わる場合は、必ず事前に相談してください。

◇世帯員の増減があったとき(転入、転出、出産、結婚、死亡など)

◇身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳の取得や、更新、等級・度数が変わったとき

◇自立支援医療受給者証、指定難病医療受給者証の取得、喪失、更新

◇家賃に変更があったときや、契約更新が必要になったとき

◇新たに病院にかかるとき

◇入院、退院、転院などがあったとき(※入院が1か月以上続くと生活保護費が入院基準に減額されます)

◇入学、進学、卒業、転校、中退があったとき

◇海外に行くとき、帰国したとき。

※海外渡航は、目的・期間によって取扱いが異なります。渡航が長期間になると生活保護を停止又は廃止することもありますので、必ず事前に地区担当員（ケースワーカー）に届け出てください。）

◇交通事故、災害にあったとき

◇借金などの負債について、自己破産など債務整理に関する手続を進めるとき

福祉事務所の指導・指示に従うこと

福祉事務所の地区担当員（ケースワーカー）が行う生活の維持・向上や自立のために必要な指導や指示には従ってください。

また、必要な訪問や調査を拒否しないでください。

※相談等で窓口にお越しの際は、地区担当員（ケースワーカー）が在席しているか事前にご連絡してください。また、生活福祉課へ電話をする際は、氏名（フルネーム）をお答えください。

正当な理由がなく、指導や指示を守らないときは、生活保護の変更、停止、廃止をすることがあります。

8 生活保護費の支給

世帯の状況を見て判断し、①金融機関の口座への振込、②福祉事務所の窓口での支払いにより、生活保護費を支給します。

窓口で受領する際は、保護開始（変更）決定通知書を持参してください。

初回の生活保護費は福祉事務所の指定する日に、その後は毎月5日（5日が土曜日・日曜日、祝日などの場合は、その直前の平日）が定例支給日となります。

9 生活保護の種類

生活保護には、次の8つの扶助があり、世帯の状況に応じて受けられます。

生活扶助

○衣食、光熱水費など日常生活に必要な費用を、世帯の人数、個人の年齢などから算定して支給します。

○世帯ごとに必要となる特別な費用を補うための加算があります。

- ・冬季加算（全世帯、毎年11月から3月）
- ・児童養育加算（18歳以下の子を養育する世帯）
- ・母子加算（母子・父子世帯など、ひとりで子どもを養育している世帯）
- ・障がい者加算（一定の要件を満たす障がいのある人がいる世帯）など

※一定の要件を満たす障がいのある方は、他の制度（P5）として障害年金を受けられる場合があります。詳しくは地区担当員（ケースワーカー）へお尋ねください。

じゅうたくふじょ 住宅扶助

やちん ちだい す ひよう きょうえきひ かんりひ のぞ さだ げんどがくない
○家賃、地代などの住まいの費用（共益費や管理費は除く）を定められた限度額内
しきゅう
で支給します。

やちん やぬし ちやくせつしはら ほうほう だいのりうふ
※家賃などを家主などに直接支払う方法（代理納付）もあります。

きょういくふじょ 教育扶助

ぎむきょういく ひつよう がくようひん きゅうしょくひ さいていげんど ひつよう ひよう しきゅう
○義務教育に必要な学用品や給食費など最低限度必要な費用を支給します。

いりようふじょ 医療扶助

びょうき ちりよう りょうよう ひつよう ひよう しきゅう
○病気やけがの治療、療養のために必要な費用を支給します。

しやくしょ びょういん ちやくせつしはら しゅうにゅう いったい きんがく こ いちぶ
※市役所から病院に直接支払いますが、収入が一定の金額を超えると一部ご
じしん ばあい
自身で払っていただく場合があります。その際は地区担当員（ケースワーカー）
の指示に従ってください。

かいごふじょ 介護扶助

かいごにんてい う かいご りょう さい ひよう しきゅう
○介護認定を受け介護サービスを利用する際の費用を支給します。

いりようふじょどうよう かいごぎょうしゃ ちやくせつしはら じしん ばあい
※医療扶助同様、介護業者に直接支払いますが、ご自身で払っていただく場合
もあります。

しゅっさんふじょ
出産扶助

しゅっさん ひょう げんどがくない しきゅう
○出産にかかる費用を限度額内で支給します。

せいぎょうふじょ
生業扶助

こうとうがっこう しゅうがくひょう しゅうしよく ひつよう ぎのう しかく しゅとく
○高等学校などの就学費用、就職するために必要な技能や資格の取得のための
ひょう しきゅう
費用を支給します。

そうさいふじょ
葬祭扶助

せたいいん な そうぎ もしゅ ばあい ひょう はら じしゅう
○世帯員などが亡くなり葬儀の喪主となった場合で費用を払えない事情があると
げんどがくない ふくしじむしょ ひょう ふたん ばあい
きは、限度額内で福祉事務所が費用を負担する場合があります。

そうぎご たいおう かなら じぜん そうだん
※葬儀後では対応できないこともあります。必ず事前に相談してください。

ひょう しきゅう
このような費用も支給されます

じゅうたく けいやくこうしんりょう ほしゅうひ
○住宅の契約更新料・補修費

しきぎん かぐうんばん てんぎょひょう
○敷金や家具運搬などの転居費用

びょういん つういん じ こうつうひ いそうひ
○病院など通院時の交通費（移送費）

しゅうしよく ひつよう こうにゅうひ
○めがね、コルセット、杖などの購入費

こうにゅうひ
○おむつの購入費

しゅうしよく ひつよう こうにゅうひ
○就職に必要なものの購入費（スーツなど）

しょうちゅうがっこう こうとうがっこう にゅうがくじゅんび ひつよう ひょう
○小中学校、高等学校の入学準備に必要な費用

がっこう ぶかつどう ひょう どうぐだい えんせいひ
○学校の部活動でかかる費用（道具代、遠征費など）

しきゅう いったい ようけん げんどがく しきゅう かぎ
支給には一定の要件や限度額があり、すべて支給されるとは限りません。

かなら じぜん ちくたんとういん かくにん
必ず事前に地区担当員（ケースワーカー）に確認してください。

みつもりしょ りょうしゅうしょ ほかん
見積書や領収書などは保管しておいてください。

10 医療機関にかかるときは

医療機関にかかる前に、地区担当員（ケースワーカー）に連絡し、自宅から近い生活保護法で指定されている病院や診療所で受診してください（福祉事務所から医療機関に医療券を送ります）。

※同じ診療科・傷病で2つ以上の医療機関を受診することはできません。

病院や診療所で処方箋をもらったら、薬局で薬を受け取ってください。

注意していただくこと

◇国民健康保険証や後期高齢者医療被保険者証は使うことができなくなりますので、返却してください。ただし、社会保険証（勤務先の健康保険証）があるときは引き続きお使いください（地区担当員（ケースワーカー）に保険証を提示してください）。

◇自立支援医療（精神通院）、指定難病医療費助成などを利用している人は、地区担当員（ケースワーカー）に申し出てください。

◇精神障がい者保健福祉手帳、身体障がい者手帳、被爆者健康手帳をお持ちの人は、地区担当員（ケースワーカー）に申し出てください。

◇急病で、夜間、休日あるいは救急の受診で福祉事務所への連絡ができないときは、医療機関に生活保護を利用していることを伝えてください。

※受診後は速やかに福祉事務所に連絡してください。

◇同じ病名、同じ診療科目で1か月の通院回数が多いときに、医療機関に診察内容を確認した上で、適切な受診について指導することがあります。

◇めがね、コルセットなど治療ちりょう ように要するものが必要ひつようなときは

必ず事前かなら じぜんに地区担当ちくたんとういん員（ケースワーカー）に相談そうだんしてください。

※給付要件きゅうふようけん みを満たした場合のみ給付ばあい きゅうふが可能かのうとなります。

◇通院つういん こうつうひに交通費かなら じぜんがかかるときには、必ず事前ちくたんとういんに地区担当ちくたんとういん員（ケースワーカー）に

相談そうだんしてください。

※給付要件きゅうふようけん みを満たした場合のみ給付ばあい きゅうふが可能かのうとなります。

◇薬くすりの重複ちようぶくや飲み合わせの あなどによる副作用ふくさようを防ぐためにも「お薬手帳くすりてちょう」をつくりま

しょう。また、「かかりつけ薬局やっきょく」を持つようにしましょう。

◇入院にゅういん・退院たいいんをするときは、必ず地区担当かなら ちくたんとういん員（ケースワーカー）に連絡れんらくしてください。

（入院期間にゅういんきかんが1か月以上になると、生活保護費いっかげつじょうが入院基準せいかつほごひとなり減額にゅういんきじゅんされます）

◇柔道整復じゅうどうせいふく（接骨院せつこついん）、あん摩ま・マッサージま、はり・灸きゅう うを受けたいときは、必ず事前かなら じぜん

に地区担当ちくたんとういん員（ケースワーカー）に相談そうだんしてください。

※給付要件きゅうふようけん みを満たした場合のみ給付ばあい きゅうふが可能かのうとなります。

ジェネリック医薬品の使用について

ジェネリック医薬品（処方薬）は、ジェネリック医薬品の使用が原則となります。

※「ジェネリック医薬品」とは、

後発医薬品とも呼ばれ、先発医薬品（新薬）の特許が切れた後につくられた薬で、品質や効能、安全性は先発医薬品と同程度とされています。

◇医師から使用不可との指示がない限り、ジェネリック医薬品を使用いただくこととなります。使用に不安があるときは、医師や薬剤師に相談してください。

◇ジェネリック医薬品は価格が抑えられているため、医療費の削減につながります。生活保護を利用している人に限らず、国ではできる限りジェネリック医薬品を使う取組を進めています。

11 介護サービスが必要なときは

日常生活を送る上で何らかの介助が必要になったときは、地区担当員（ケースワーカー）に相談してください。

◇65歳以上の人で、居宅又は施設での介護サービスを受けようとするときは、事前に要介護（要支援）認定を受け、介護扶助の申請をしてください。

要介護（要支援）区分に応じた介護サービスを受けられ、介護費用のうち利用者が負担しなければならぬ利用料を福祉事務所が生活保護費（介護扶助）で支払います。

◇40歳から64歳までの人で、介護を必要とする直接の要因が介護保険の対象となる特定疾病に該当する場合には介護サービスを受けられます。

12 生活保護を受けるときに利用できる制度

生活保護を受けている期間中は、次の費用等に減免等が適用されます。
地区担当員（ケースワーカー）に確認した上で手続きをしてください。

- | | |
|---------------|---------------------------|
| ○市県民税・固定資産税 | ○児童育成センター育成料 |
| ○国民年金保険料 | ○保育園保育料 |
| ○NHK放送受信料 | ○基本健康診査、がん検診などの受診料 |
| ○JR運賃(通勤定期のみ) | ○手数料(住民票、課税証明書、印鑑登録証明書など) |

など

13 生活保護費の返還が必要な場合

生活保護費を支給した後に生活状況の変更があったとき

世帯員の減少、入院、収入の増加があると生活保護費は少なくなります、
変更処理が間に合わない場合に変更前の金額が支給されることがあります。

この場合には多く受け取った生活保護費を返していただきます。

活用できる資産などがありながら生活保護を受けたとき

活用できる資産などをすぐには処分できなかったために生活保護を受けて、その
後に現金化されたときは、すでに支給された生活保護費を返していただきます。

- 生活保護を開始するとき、処分できなかった資産（土地、家屋、車、貴金属、有価証券など）を生活保護受給後に売却して現金を受け取ったとき
- 保険の解約返戻金や給付金などを受け取ったとき
- 年金や手当などで、過去に支給されていなかった分をまとめて受け取ったとき
- 交通事故などによる保険金、補償金、示談金などを受け取ったとき
- 財産を相続したとき
- 借金の過払金を受け取ったとき

など

(世帯の自立の観点から、一部を返還免除とする場合があります)

不正に生活保護を受けたとき

生活に困っていないにもかかわらず、生活保護を申請し受給したり、生活保護を受けているときに収入や生活状況の変化を正しく届け出ないなど、不正な手段により生活保護費を受け取った、あるいは他人に受け取らせた場合は、「不正受給」となり、支給された生活保護費を返さなければなりません。

なお、福祉事務所は定期的に課税調査などにより、働いて得た収入や年金などの収入が正しく申告されているか確認しています。

※「不正受給」に対しては

意図的に行う、繰り返して行う、生活保護費を返さないなど、悪質と判断されたときは、返す金額が増額（最大40%増）されたり、告訴される場合があります。

告訴の結果で有罪判決となったときは、生活保護法又は刑法に基づき、懲役や罰金が科されます。

なお、懲罰を受けた場合でも生活保護費を返還する義務は免除されません。生活保護廃止後でも滞納が続けば差押えなどの方法で徴収する場合があります。

※不正受給は、将来にわたり生活に大きな負担と影響を及ぼします。

14 その他

就労自立給付金について

生活保護から脱却し自立すると、税金や社会保険料などの負担が生じます。

「就労自立給付金」は、安定した職業に就いたことなどにより、生活保護を必要としなくなった場合に支給するものです。

支給時期	世帯を単位として生活保護の廃止時に一括して支給
支給額	単身世帯：上限 10万円（最低給付額：2万円） 2人以上の世帯：上限 15万円（最低給付額：3万円）
その他	生活保護の利用状況や収入などにより給付額が異なります。

進学・就職準備給付金について

生活保護を利用している世帯については、高等学校などを卒業したあとに安定した職業に就職、大学などに進学する人に対して、新生活の立ち上げ費用として一時金を支給します。

・進学した場合

対象となる進学先	大学、短期大学、専門学校、職業能力開発大学校の専門課程、水産学校、海上技術大学校、国立看護大学校など
支給額	進学のため転居する場合：30万円 現在の自宅から通学する場合：10万円
申請時期	合格後に入学手続を開始した日以降
その他	現在の自宅から通学する場合は、本来、その人の生活保護費は支給されませんが、住宅扶助費は減額されません。

※「進学準備給付金」以外にも奨学金などの制度があります。

・就職した場合

<p>たいしやう 対象となる 就職先</p>	<p>せいぎ ひせいぎと、おおむね6ヶ月上さいていげんど せいかつ を維持するために、ひつよう しゅうにゆう え められる職業など</p>
<p>しきゅうがく 支給額</p>	<p>しゅうしょく てんきよ ばあい まんえん 就職のため転居する場合：30万円 げんざい したく つうきん ばあい まんえん 現在の自宅から通勤する場合：10万円</p>
<p>しんせいじき 申請時期</p>	<p>ないてい え しゅうしょく かくじつ みこ じてん 内定を得るなど就職が確定であると見込まれた時点</p>
<p>た その他</p>	<p>げんざい したく つうきん ばあい どうきよ せたいぜんたい ほご う 現在の自宅から通勤する場合は同居する世帯全体で保護を受 けるひつようがなくなることが要件です。</p>

こうとうがっこう そつぎょうご しんろ はや じき ちくたんどういん そうだん
高等学校などの卒業後の進路について、早い時期から地区担当員（ケースワーカー）に相談して
ください。

しえん こども支援について

がくしゅう しんろ なや ばあい ふくしじむしょ しえんいん
こどもの学習や進路などに悩まれる場合には、福祉事務所の「こども支援員」に
しえん がくしゅうしえんじぎょう しょうがく ねんせい ちゅうがく ねんせい りよう
よる支援や「学習支援事業」（小学5年生から中学3年生まで）を利用できます。
ちくたんどういん そうだん
地区担当員（ケースワーカー）に相談してください。

15 地区担当員（ケースワーカー）と民生委員児童委員

地区担当員（ケースワーカー）

福祉事務所の職員として、生活保護法に基づき、あなたの世帯の自立のために、相談や助言、指導にあたります。

生活の様子を確認や相談に応じるため、定期的にお住まいを訪問します。

民生委員・児童委員

各地域には、福祉事務所と協力関係にある民生委員や児童委員がいます。生活面での心配ごとがあれば、ご相談ください。福祉事務所への橋渡しをします。

• ヌモ



せいかつほこ

生活保護のしおり

令和7（2025）年10月1日（6訂）

おかざきし

ふくしむしょ

おかざきし

ふくしふ

せいかつふくしか

岡崎市福祉事務所（岡崎市 福祉部 生活福祉課）